

京都市告示第 21 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市都市緑化協会	京都市深草墓園の使用料	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで
社会福祉法人京都市社会福祉協議会	ひと・まち交流館京都の共用部分の使用料(大会議室及び附属設備に係るもののうち後納分は除く)	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)